

南インド教会合同に関する宣教論的考察

The Church Union in South India: A Missiological Overview

村瀬 義史

Yoshifumi Murase

This article examines the missiological aspect of the development of the church union in South India which led to the formation of the Church of South India (CSI) in 1947. Describing the historical development with special reference to the three schemes, the author argues that the church union in South India was one of the most controversial missionary ventures which called the parent churches to consider the nature and the mission of the church. In this unprecedented venture that the episcopal and the non-episcopal churches negotiated to unite, one can observe that the churches involved struggled to become authentically a part of one universal church of Christ and so to be the Christ-confessing church in the Indian soil although they had no longer to be the “daughter churches” of the West. It was a significant contribution from Asia to the formation of the world ecumenism that this movement towards union, as a visible and working reality, showed the inseparable and dynamic relationship between “Unity of the Church” and “Mission” in the early stage of the modern ecumenical movement.

キーワード：南インド教会、宣教、エキュメニカル運動

Key Words : Church of South India, Mission, Ecumenical Movement

1. 序論

20世紀初頭に始まる現代のエキュメニカル運動は、世界教会協議会(World Council of Churches, 1948年創立)を生み出し、教派や国境を越えた、より広範なキリスト者・教会の一致と共同の宣教を模索し続けてきた。これは、「皆が一つであるように」¹とのキリストの祈りへの応答であり、キリストによって集められた信仰者の群れとしての教会が、一つの「キリストのからだ」²であるとの聖書の信仰を具体的に生きようとする共同の信仰告白に他ならない。人間共同体の中に様々な形態の対立や破壊が存在する現代の世界において、国家や人種などの境界線を超えて世界に広がるキリスト教共同体の和解と一致は、それが内実あるも

のとなる時には、ささやかであっても意義ある平和への貢献となるであろう。今日に至るエキュメニカル運動の歩みが示しているように、キリスト教内部における一致は、他の諸宗教や諸思想に生きる人々との共生の課題と並ぶ、極めて重要な宣教課題でありつづけているのである。

キリスト教の分裂の歴史に終止符を打ち、同系教派内の、あるいは超教派の協働や組織的合をめざす努力が世界各地で蓄積され、19世紀後半から20世紀初頭になると、とりわけ宣教地においてその努力が開花する。その多くの事例の中でも、1947年9月27日に南インド教会(Church of South India: 以下CSIと略記)が成立したことは画期的であった。CSIは、南インド合同教会(会衆派と長老派による合同教会)、南インド・メソジスト教

1 ヨハネによる福音書17章21節。新約聖書翻訳委員会訳『新約聖書』岩波書店、2004年、370頁。

2 コリント人への第一の手紙12章27節(同上、534頁)ほか。

会、そしてインド・ビルマ・セイロン聖公会(英国国教会系)の南インド4主教区の合同により成立した教会である³。南インドの4州およびスリランカ北部のジャフナ地方に広がる14主教区、会員数約100万人で新たな歩みを始めたCSIは、20世紀以降に世界各地で成立した数々の合同教会の中でも、歴史上初めて主教制を持つ教会と主教制を持たない教派とが合同した点で際立っている⁴。それではCSIの成立に向けた交渉は、どのような歴史的文脈において進められ、どのような意義を持つものであったのであろうか。

CSIの成立に関しては、英語圏においていくつもの歴史的研究を見出すことができる。成立以後の歩みの批判的検証を試みる研究が目立つ中でも、成立までの展開を丹念にたどった古典的研究として、スウェーデンの宣教学者B.ズントクラー(1954)の研究がある。また、報告に近いものの、実際に教会合同の交渉に参加していた旧聖公会のS.C.ニール(1947)と旧南インド合同教会のA.J.アランガーデン(1947)による研究も成立までの経過を詳細に扱っている。一方、日本国内においてCSIに注目した歴史的研究はわずかしか見出すことができないが、主なものに藤間繁義(1957)と雨宮栄一(1959)の研究が挙げられよう。藤間は、CSI成立にあたり、特に1950年代に焦眉の問題となった全世界聖公会(アングリカン・コミユニオン)とCSIとの相互陪餐の課題を中心に論じている。また、雨宮は、各教会の職制の違いが合同に際してどのように乗り越えられたかを論じている。両者は、1950年代の日本キリスト教の状況を背景とする貴重な研究であるが、いずれの研究においても、南インドにおける教会合同の忍耐強

い交渉を根源的に支えていた宣教的動機とその発展、そしてエキュメニカル運動との具体的な内容的関連についてはほとんど考慮されていないのである。

そこで本研究では、エキュメニカルな宣教論の歴史的展開を参照しながら、南インドの教会合同の経過を、三つの段階において生み出された文書を軸として叙述し、宣教論的な側面に着目した考察を試みたい。全体の構成として、まず、南インドにおける教会合同の歴史的背景を述べた後、合同プロセスを三期に分けて概観しつつ、各期間に形成された合意文書に基づいて進展の内容を明らかにし、エキュメニカル運動の歴史的展開とのかかわりにおいて考察していくこととする。本研究は、南インドのキリスト教による世界のエキュメニカル運動に対する歴史的貢献を理解するための一助となるであろう。

2. 南インドにおける教会合同の黎明期

18世紀の信仰覚醒運動を主な背景として欧米各地で結成された多くの宣教協会(missionary society)は、福音宣教の情熱にあふれる宣教師たちを非欧米圏の各地に送り出した。初期の宣教師たちの目的は福音の伝達であり、教会組織の問題は主要な関心事ではなかった。しかし、やがて現れた改宗者の集団を形成するにあたり、彼らは本国における彼ら自身の教会における様式を適用することになった⁵。そして、宣教師たちによってもたらされた教派的伝統を、現地のキリスト者たちが規範的なものとして継承することによって、欧米においていくつもの教派に分裂した状態のキ

3 CSIとして合同したメソジスト教会は、英国のWesleyan Methodist Missionが設立した南インドの諸教会であり、アメリカ系ミッション設立のメソジスト教会は合同に加わっていない。

4 CSIは、成立後も合同と拡大を続けており、現在では22の主教区に広がる1万4千の教会と380万人のメンバーを擁し、インド国内ではローマ・カトリック教会に次ぐ大規模教会となっている。また、2003年には、北インド教会(CNI)およびマルトマ・シリア教会と共に、より広域に及ぶ宣教協約を結んでその活動を展開している。Council for World Mission(CWM), Official Website参照。(http://www.cwmission.org/south-asia-region/church-of-south-india(2011-9-22アクセス))

5 S.C.Neill, "Church Union in South India" in J.J.Willis et al. eds., *Towards a United Church*, London, 1947, 77.

リスト教が宣教地において再現されることになった。

欧米においては、教会が各教派に分かれていることは慣習的なものになっており、そのことが鋭く問われることはなかった。しかし、宣教地においては、教会の分裂は深刻な問題であった。インドで宣教師として活動したニールによると、インドでは、ヒンドゥー教やイスラームの内部にも無数の分派が存在するが、それでも信仰者たちはどの場所においてもそれぞれの宗教の信者の交わりに加わることができ、その点で調和が保たれている。しかし、19世紀に至るプロテスタント諸派の宣教協会は、異なる教派との「協力」関係にはあっても、相互の正式な関係を持っていなかった。たとえば、教会組織の根幹をなす聖礼典(洗礼と聖餐)の執行権やその有効性について合意をもっていなかったために、教役者や信者が他教派の教会において受け入れられなかったのである⁶。つまり、宣教地における教会分裂の主要な問題とは、教育・医療機関などを伴う宣教協会の教会が信徒を奪い合い、人々を分断することにあつたのである。

19世紀に入り、本国の教派教会が各宣教協会に対する影響力を強めるにつれ、この問題は一層強く感じとられるようになった。教派分裂の問題性を真っ先に感じ取っていた宣教師たちは、福音宣教という共通目的のための超教派的な協力関係を築き、各宣教協会の活動領域を分割するコミティー(割譲協定)を形成した。主要な伝統的教派を背景とする宣教協会は同系列の団体と連合しつつ、コミティーを形成したのである⁷。しか

し、行政区画に沿って活動領域を配分するこの手法が、旧来の問題を地理的に拡大したものにすぎないことは明らかであった。しかし一方で、コミティーの形成において、教派内また教派間の対話が生まれたことが、教会合同のプロセスにおけるひとつの背景となったことも看過できないであろう⁸。

以上のような宣教協会間の協力体制の形成において、注目すべき動きが19世紀後半になって次第に現れてくる。それは宣教師たち、そして次第に宣教活動において発言力を増しつつあったインド人キリスト者たちの間に、組織的に合同したインド教会を形成しようとする機運が現れてきたことである。教会の組織的・合同への関心は、45の宣教協会からそれぞれの正式な代議員が集った1900年のマドラス宣教会議において一層鮮明にうかがえるようになっていたが⁹、1901年に、南インド宣教に従事していた北米とスコットランドの長老派系ミッションの諸教会が合同したことは、南インドにおける教会合同運動の口火を切ることになった。次いで、1905年に英国と北米の会衆派教会が合同し、これら長老派と会衆派の諸教会が1908年に合同して「南インド合同教会」(the South India United Church : SIUC)を結成した。この合同教会は、各個教会の独立自治を基盤にセイロン北部を含む8つの地方会があり、これらが集まって大会を構成するという諸教会の連合としての性格を帯びたものであるが、ひとつの合同教会としての自覚を明確にもっているのである¹⁰。

そして、SIUCの成立から2年後の1910年、キリスト教における教会一致への関心を空前の規模に

6 Ibid., 78.

7 Ibid., 79.

8 Beaver(1962)は、コミティーにおいて、教会のメンバーシップの基準、教会間の転籍、宣教活動に関わる労働者の雇用など、多くの点で教派や活動領域を超えた対話と合意形成がなされたことを明らかにしている。インドの状況については、P.Beaver, *The Ecumenical Beginnings in Protestant World Mission: A History of Comity*, New York, 1962, 81-110を参照。

9 W.R.Hogg, 1952, *Ecumenical Foundations: History of the International Missionary Council and Its Nineteenth-Century Background*, New York, 1952, 22-24.

10 SIUCは、結成にあたり合同以前の両教会における教会政治と職制の双方を融合する、詳細な合意文書を作成している(*World Missionary Conference, Report of Commission II: The Church in the Mission Field*, London, 1910, London, 309-311)。

において喚起したエディンバラ世界宣教会議が開催されている。20世紀のエキュメニカル運動の嚆矢となったエディンバラ会議は、19世紀における一致と協力をめざす諸潮流の集約点であり、イギリス、アメリカ、ヨーロッパに本部を置く160の主要なプロテスタント系宣教協会の正式な代議員約1200名が集った画期的な会議であった。この会議は、非キリスト教圏における宣教活動をめぐる課題と協力のあり方を協議することであったが、教会論的・教義的な問題を扱わない原則を立てていた¹¹。したがって、教派分裂を憂い、より広範な宣教のための協力組織(federation)の必要性や同系列教派内の結束が論じられるものの、教派を超える組織的合意(union)について直接議論されることはなかった。しかし、SIUCなど宣教地の教会において試みられていた組織的合意の先駆的な事例は、この会議の参加者に、キリスト教会の分裂の深刻さと可視的な教会一致の必要性を痛感させたのである。

しかしながら、当時の宣教活動におけるリーダーシップは、現地のキリスト教共同体ではなく圧倒的に宣教協会の側にあった¹²。この会議が、「見える一致」を声高に語り、宣教地の子教会の「自治・自立・自給」の達成を彼らの宣教政策として掲げたとしても、一致や独立はあくまでも欧米の親教会がミッションを通して子教会に与えるものという考え方が支配的であった¹³。このような歴史的状況において、南インド教会(CSI)に至る教会合同への歩みが開始されているのである。

ここで、エディンバラ会議後の教会合同プロセスの背景として、互いに関連する三つの事柄を指摘しておきたい。第一の背景は、この会議において始動する草創期のエキュメニカル運動である。とりわけ宣教地における宣教協会とその教会、および現地の教育・医療等関連機関等によって推進される「宣教運動」の潮流、そして教義や職制を扱う「信仰職制運動」の潮流は、南インド教会の合同プロセスと相互の影響関係の中で前進してゆく¹⁴。

第二の背景として、宗教を越えてインドの人々を捉えつつあったナショナリズムがあったことは看過できないであろう¹⁵。当時英領であったインドでは、19世紀末のヒन्दゥー教の復興運動の中で反キリスト教運動が興ってくるが、キリスト教が国民性を奪うものとして、また、キリスト教を受容することが植民地支配への屈服として疑われるようになった。そこで、インド人キリスト教指導者や一部の宣教師たちによって、本国教会の支配から自立し、また外国からもたらされた教派主義を克服した、国民に受け入れられるキリスト教会を求める声が上がってきていたのである。

第三の背景は、在インド英国聖公会(the Church of England in India)が世界の聖公会とのかかわりの中で、南インドの教会合同における中心的な役割を担ったことである。普遍的教会の性格を持つ聖公会(アングリカン・コミュニオン)は、1888年の第3回全世界主教会議(ランベス会議)において「ランベス四綱領」を教会一致の基準として確認し、キリスト教会の一致に対する強

11 World Missionary Conference, *The History and Records of the Conference*, London, 1910, 8.

12 宣教政策に重要な意味をもつこの会議には、宣教地のキリスト者がわずかに17名(内インドから8名)、それら各宣教協会に所属する者として参加している(Ibid., 31-71)。

13 村瀬義史「宣教におけるパートナーシップの一考察」、関西学院大学神学研究会『神学研究』(52号)、2005年、230-231。

14 その他のエキュメニカル運動の流れに、社会倫理の領域を扱う「生活と実践」運動があるが、戦前においては圧倒的に欧米の諸教会の間で展開した運動であった。

15 エディンバラ会議の調査レポートは、次のように述べている。「非キリスト教諸国で働いている外国人宣教師の考えの内に合同教会(the united Church)の理念がますます具体的に現れてきているばかりではなく、合同教会の考えは、これらの国々のうちの幾つかにおいて成長しつつある現地のキリスト教共同体をとらえている国家意識の影響のもとでも起こりつつあるのである。それら共同体にとっては、共同の国民生活および共同のキリスト教に対する意識のほうが、宣教地の教会の状況から離れたところの論争に起因する教派の違いの認識よりも強いのである」(World Missionary Conference, *Report of Commission VIII: Co-operation and the Promotion of Unity*, London, 1910, 84.)。

い関心を示した。聖公会がエキュメニカル運動においてリーダーシップを発揮するが、インドにおいても同様のことが言えるのである。インド聖公会は、宣教活動において最も広大な活動範囲を保持し、プロテスタントでは最も多くの信徒数・教会数・関連事業を擁していた。その中の南インド4主教区が、他教派と合同し新しい教会を形成することは、アングリカン・コミュニオンから当該主教区や諸事業が離脱することを意味していたため、CSIに至る南インド教会合同運動は一貫して、世界の聖公会との関係を意識しながら進められることになるのである。

3. トランキバル・マニフェスト(1919年)

エディンバラ会議にインドから参加した人々は、帰途においてすでに教会一致の問題を協議し始めており、同年マドラスにおいて、非公式でありながらも聖公会とSIUCのメンバーが独自の信仰職制会議を開催して「インド教会」(the Church of India)結成の可能性を検討している。この会議の段階では、共通の基盤を見出すことができなかったものの、教会一致の課題は、エディンバラ継続委員会とインド宣教協議会(1914年設立)において主に宣教師たちによって継承されている¹⁶。

しかし、インド宣教協議会の設立後、第一次世界大戦の混乱を乗り越えつつ宣教協会の超教派的協働が進められる中、その背後においてインド人キリスト者たちの一層緊密な交わりが形成されてゆく。そして1919年5月1～2日、インド人キリスト教指導者たちによる歴史的な宣教会議が南インドのトランキバルで開催されるのである。この会議は、1912年にインド人初の聖公会主教に任

職されたV.S.アザリアが招集した非公式の会議であった。聖公会(7名)、南インド合同教会(SIUC)(26名)、ルター派教会(2名)そしてメソジスト教会(4名)が参加し、宣教師2名を除き全てインド人で構成されている¹⁷。ルター派とメソジストはこの時点では消極的であったが、聖公会とSIUCに属する人々が、アザリアとV.サンチャゴ(SIUC)を起草者として「南インド教会合同の提案」¹⁸、通称トランキバル・マニフェストを共同で決議し公表するに至っている。

マニフェストは、「我々が一つになるように、と主が祈ったように、我々は合同が神の御心であると信じる」との言葉で始まり、インドの新国家建設に向けたナショナルスティックな機運の中でもたらされたキリスト教の分裂は深刻な問題をはらむものであり、その分裂を継承することは決してできない¹⁹、との強い意志を表明している。また、合同案の基盤として、「ランベス四綱領」——旧・新約聖書、使徒信条およびニカイア信条、洗礼と聖餐の聖礼典、そして主教・司教・執事の三職位の職制——を合同の指標として掲げ²⁰、具体的な教会像を描いている。

シンプルでありながら内容豊かなこのマニフェストの第一の特徴は、SIUCを構成する会衆派と長老派、そして聖公会における三つの職制の統合を試みていることである。それによると、合同によって生まれる将来の教会においては、「聖書が示す三つの要素が生かされているべき」である。すなわち、(1)一人ひとりの教会員を、等しく神の前にある教会全体の直接の支え手として位置づける会衆派的要素、(2)総会、地域大会といった議会制によって統一する政治形態をとる長老制的

16 Bengt Sundkler, *Church of South India: Movements Towards Union 1900-1947*, London, 1947, 62-67.

17 A.J.Arangaden, *Church Union in South India: Its Progress and Consummation*, Mangalore, 1947, 9.

18 South India Proposals for Church Union (Tranquebar Manifesto), in *International Review of Missions* (Vol.9), 1920, 145-147.

19 Tranquebar Manifesto, para.3.

20 Ibid., para.6-7.

要素、そして、(3)権能をもつ代表者を立てる主教制の三つが互いに必要不可欠な要素として生かされなければならないのである²¹。マニフェストは、三職制が「いずれも、他の二つなしには十分ではないもの」なのであり、合同案は決して「平和のための妥協」ではなく「真理を理解することをめざす」ものであることを主張している²²。これは各教派における職制の、一定の相対化を意味する極めて重要な問題提起である。

以上のような主教制と非主教制の職制的統合については、相当な議論を重ねてきた痕跡をこのマニフェストの中に見出すことができる。この時点ですでに、聖公会のメンバーは、キリストの使徒から継承されている歴史的な主教制(Historic Episcopate)を欠くべからざる要素として主張しているが、一方、SIUCは、万人祭司の原理に基づくすべての信徒の宗教上の平等が確保されることを要請している。そこで、聖公会における歴史的な主教制を事実として認めながらも、主教制に関する教義・解釈の画一化は図らないとする、妥協点を探っているのである²³。以後、20年近く合同に向けた交渉が重ねられるが、SIUCと聖公会のメンバーが、こうした議論を通して互いがもつ職制の神学的妥当性を認め合うようになったことの意義は極めて大きい。この段階ではまだ正式には開始されていなかったとはいえ、主教制を持つ教会と非主教制の立場をとる教会との合同は、当時において全く前例のない事例なのである²⁴。

マニフェストの第二の特徴は、教会の合同の問題が、もっぱら福音宣教のための手段としてではなく、聖書が語る神の意志をインドにおいて証するための福音宣教そのものの課題として論じられ

ていることである。彼らは、第一次大戦を通して分断された世界とインドにおけるその影響を前にして教会の分裂を悔い、「人類の五分之一をキリストのために勝ち取るという重責」のために、「キリストに立ち返り、目に見えるひとつの教会として表現されうるキリストにある一致を探求する」との決意を表明しているのである²⁵。このことは教会合同の議論が、決して単に互いの教会に向かい合う中で出てきた議論ではなく、なによりもインドの人々と社会に共に向かい合う福音宣教の最前線において生じていることを示していると言えるであろう。エディンバラ世界宣教会議に明白に見られるように、より効率的な宣教活動のための手段として「一致」や「合同」が論じられるケースが多い中、宣教の現場で信仰職制問題に取り組んでいるこのマニフェストには、欧米の諸教会の動きに先立って、神学的な一致・合同に関する議論の端緒が示されているのである。

第三の特徴は、このように画期的な内容の宣教政策と言える提案がインド人キリスト教指導者たちの主導によって出されたということである。しかも、合同に際しての「親教会」との関係のあり方や、聖公会以外に対する教役者の再接手ないし補足接手の問題については未着手であるものの、「親教会」との関係を意識した穏健な内容になっていることである。ラディカルな土着的教会を提唱する「クリスト・サマージ」(1913年創立)の陣営からは、合同案があまりに西洋的であるという痛烈な批判が浴びせられることになる²⁶。しかし、そのことがかえって、後に欧米の諸教会をして南インドの教会合同のプロセスに関与せしめ、エキュメニカル運動における南インドからの貢献が生み出

21 Ibid., para.4.

22 Ibid.

23 Ibid., para.5.7.

24 S.C.Neill, "Plans and Union and Reunion, 1910-1948" in Ruth Rouse and S.C.Neill, *A History of the Ecumenical Movement: 1517-1948* (3rd edition), Geneva, 1986, 474.

25 Tranquebar Manifesto, para.3.

26 Bengt Sundkler, op.cit., 143-144.

されたのだと考えられよう。

トランキバール・マニフェストを公表した者たちは、1919年の時点では、各所属の宣教協会や教会を動かす直接の権限を持たない者たちであった。しかし、この後の展開が示すように、彼らの提言は各教派の宣教政策に大きな影響を与え、以後30年間に及ぶ南インド教会合同プロセスにおける基本指針になるのである。

4. 初版「南インド教会合同計画」(1929年)

トランキバール会議の直後、「マニフェスト」は合同に向けた交渉への招待として南インドの諸教会に送られた。これに即座に応えたのは、在インド英国聖公会と南インド合同教会(SIUC)であった²⁷。そこで両教会による「教会合同に関する合同委員会」が設置され、組織的・合同に向けた交渉が公式な形で開始されるのである。その最初の協議会は1920年3月にバンガロール会議で開催され、以降は毎年開催されている。

二教会間の交渉は、当然ながら「トランキバール・マニフェスト」を原案として進められた。解釈の幅はあるものの、旧約・新約聖書を信仰と生活の規範とすること、聖書の信仰のエッセンスとしてニカイア信条を受け入れること、そして聖餐と洗礼を聖礼典とすることについては長い年月を要することはなかった。しかし、主教制と非主教制の要素を結び合わせる実際の方法については、合意を得るまでに相当の時間を要することとなった。

交渉において、在インド英国聖公会は、1920年

のランベス会議の決議を受け²⁸、使徒継承による歴史的主教制(Historic Episcopate)を教会合同の不可欠な基盤として主張し、合同に際してSIUCの教役者が聖公会に継承されている按手を受けることによる再聖別を提案した²⁹。しかし、長老主義と会衆主義の伝統をもつSIUCは、この提案を受け入れることが自分たちの従来の職制の否定にほかならないとして、SIUCの教役者も聖公会の教役者もそのまま対等な立場と役割をもつものとして主張している。この点がこの合同交渉において最も問題となった点であり、条件付きの按手や追加按手などが提案されたが、両者が納得する方法は見いだせなかった³⁰。わずかな先例を手掛かりに手探りで進められる交渉は、長い時間と忍耐を要するものとなった。ニールによると、合同委員会のメンバーは、合同によって別の教派教会が形成されることになりさらなる分裂を生む結果にならないよう配慮し、国内外の教会関係者の見解を参照するために膨大な数の往復書簡を交わしたという³¹。

新しい動きがみられるのは、1925年にメソジスト教会が合同の交渉に正式に加わることになり、三者による交渉になってからである³²。以後、数年の間に、少なくとも二つの重要な決定がなされることになった³³。それは第一に、完全な職制の統一まで30年間の猶予期間を置く、というものである。主教制と非主教制の両要素を兼ね備える合同教会において、合同以降に新しく教役者になる者は、主教による按手礼を受けることが求められる。しかし、合同の時点ですでに教役者であるも

27 Ibid., 121.

28 The Lambeth Conference 1920, Resolution 9, Reunion of Christendom. <http://www.lambethconference.org/resolutions/1920/1920-9.cfm> (2011-9-22アクセス)

29 全世界主教会議であるランベス会議は、アングリカン・コミュニオンにおいて最も権威ある場であるが、そこでの決議は各管区に拘束力を持つものではない。

30 Bengt Sundkler, *op.cit.*, 144-153.

31 S.C.Neill, *The Story of the Christian Church in India and Pakistan*, Michigan, 1970, 151.

32 メソジスト教会が合同の交渉に加わって以降は、同じ南インドにあるどの教会も、それぞれの事情から合同の交渉に加わっていない。その事情については、S.C.Neill (1947), *op.cit.*, 85-88参照。

33 Bengt Sundkler, *op.cit.*, 161-167.

のは、旧所属教会がどこであれ30年間は全員が等しい権威と身分をもつものとする。そして30年を通して「教会が真の合同・一致へと共に成長」することを目指すというのである³⁴。

重要な決定事項の第二は、「誓約」(the Pledge)と呼ばれる合意箇条である。これは、教会が合同教会のひとつになったからと言って、会衆や信徒の本意に反して特定の伝統を押し付けることは差し控えることを確約する、というものである³⁵。これら二点はいずれも、統合ではなく安定的並存を企図する調停案であるが、主教制を持つ教会と主教制を持たない教会との合同がいかに困難に満ちたものであったかを物語っている。いずれにせよ、これらの決議が合同の交渉に大きな進展をもたらすことになり、ついに1929年の合同委員会において「合同計画」が全会一致で採決され³⁶、交渉している三教会および本国の諸教会に送られたのである。

合同計画(初版)は、まず、「トランキバール・マニフェスト」(1919年)においても示された「ランベス四綱領」の内容を合同教会の基盤として継承している³⁷。また、先述の合意事項、すなわち「30年の猶予期間」と「誓約」を具体的調停の要として、合同に関わる三教会がもつ伝統を意味あるバランスに結び付けようと試みている。ただし、それぞれの伝統を生かす、ということはすなわち主教制を導入することを意味している。そこで、合同計画は、「立憲的形式における歴史的主教制」という立場を提示している³⁸。ここに用いられた「歴史的」という表現は、主教職が初期のキリスト教会においても認められていたことを確認するも

のとされており、使徒職の継承に関する特定の神学的解釈を強制するものではないという条件が付されている³⁹。その上で、合同計画は、いかにして主教制を合同教会において実現しつつ万人祭司主義を貫くか、という観点から、各職の任務や教会組織を詳述しているのである。しかし、各教会の職制の対等性に関する議論は後退し、明らかに合同教会における主教制のあり方に一層多くのページが割かれていることは、この合同計画の特徴となっている。

一方、合同計画に見られる宣教論的に重要な前進は、合同の基礎として、教会一致に関する本質的な議論が明確に読み取れるようになってきていることである。合同計画は、教会の一致は「根本的には信仰の領域における事柄」であるものの、教会の現実の姿において表現されなければならない、と言う。それゆえ、交渉中の三教会だけの合同が最終の目的ではありえない。合同の目的は、分裂しているすべての教会がひとつの普遍的なキリストの教会を現実のものとするため、そして御国の実現のための媒体になることであるとされている⁴⁰。CSIを形成する諸教会は、親教会からは完全に自立した教会として宣教の場でひとつになるのであり、かつての親教会や他のインドの諸教会とのよき関係性および一致をさらに追求する旅の途上にある⁴¹、開かれた教会として描かれている。この点に、トランキバール・マニフェストには見出すことのできない宣教論的な前進が窺えるのである。

南インドにおける1920年代、特にその後半の教会合同の交渉に大きな影響を与えたのは、ローザンヌで開催された第一回信仰職制世界会議(1927

34 Scheme (1929), IV-B-6.

35 Ibid., IV-B-3.

36 The Joint Committee, Proposed Scheme of Union, London, 1929.

37 Scheme (1929), III-A, B.

38 Ibid., III-B.

39 Ibid.

40 Scheme (1929), II, III para.1.

41 Ibid., III-F, IV.

年)とエルサレムで開催された第二回世界宣教会議(1928年)である。合同の交渉に携わる者たちは、同じインドの参加者としてこれらの世界的な会議に参加し、世界的な場において彼らの議論を再検討するとともに、相互の理解を深めたと考えられる。

聖公会のC.H.ブレントが議長を務めたローザンヌ会議は、宗教改革以降、カトリックを除くほとんどの歴史的教派の教会代表が初めて正式に信仰・職制に関する議論を行った歴史的会議であったが、この会議には、在インド英国聖公会とSIUCからも代議員が送られている。この中でも、一貫して合同交渉の中心的人物であったV.S.アザリアは、南インドの合同に向けた交渉の歩みを踏まえた発言や講演を行って際立った貢献を見せている。彼は、教派分裂が宣教地においては「罪」そして「躓きの石」であり、福音宣教に対する深刻な障害であることを会議で発言している⁴²。さらに、講演「一致の必要性」の中では、教会合同の交渉が進められていることを紹介しながら、「教会一致が宣教地では死活問題」なのであり、「親教会」も含めてひとつの教会にならなければならないこと、そして真にひとつとされた教会の一枝として、インドに根づいた教会を生み出す希望を力強く語っているのである⁴³。

当時はまだ、欧米の教会と、宣教地の宣教活動との間に相当な距離があったことから⁴⁴、アザリアによる宣教地からの発信は、欧米の教会代表からの大きな注目を集めた。そのことは、会議で採択された世界の教会に向けた宣言文「一致への

招き」における、若い教会による「分裂に対する反感」と「一致への冒険」に対する焦りにも似た反応に最もはっきりと示されている⁴⁵。アザリアが、教会合同の交渉を背景としてこの会議に訴えかけた事柄は、時代的狀況をかんがみるならば、インドの教会の自立および土着化、そして普遍的なひとつの教会という視座におけるすべての教会の対等な関係である。まさにこの課題は、1928年のエルサレム世界宣教会議で宣教の課題として扱われたテーマであった⁴⁶。そして、V.S.アザリアの貢献に示されている宣教的教会観とエルサレム会議で議された事柄は、1927年に在インド英国聖公会が「インド・ビルマ・セイロン聖公会」へと「独立」した影響もあり、より具体的な事柄として合同計画に表現されているのである。

5. 最終版「南インド教会合同計画」(1942年)

合同計画(初版)の完成を受け、1930年のランバス会議(聖公会全主教会議)は、インド・ビルマ・セイロン聖公会の南インド4主教区がアングリカン・コミュニオンを離れ、合同して独自の教会を形成することについて基本的な賛意を示し⁴⁷、SIUCに関連してアメリカン・ボードも、1931年に議長名で合同を歓迎する声明を発表出している⁴⁸。

多くの者がキリストにおける教会の一致を信じ、また、一致の見える姿としての教会の組織的合意を追求すべきことを理念的には自覚していた。しかし、合同計画(初版)が刊行されるやいなや、それは理念上の一致に関する事柄ではな

42 H.N.Bate, ed., Faith and Order: Proceedings of the World Conference, New York, 1928, 103.

43 Ibid., 494-495.

44 S.C.Neill (1986), op.cit., 445.

45 「すでに宣教地においては、西洋における教会の分裂に対する反感から、自分たちの力で一致を目指す果敢な挑戦が行われている。この会議を構成する諸教会は、我々の信仰の子どもたちが我々の先を越すことを認めるわけにいかない。我々は彼らと共にその課題に向かい合わねばならない」(Bate, 1928: 461)と述べられている。

46 村瀬、前掲書、233.

47 The Lambeth Conference 1930, Resolution 40, The Unity of the Church: South India. <http://www.lambethconference.org/resolutions/1930/1930-40.cfm> ((2011-9-22アクセス))

48 A.J.Arangaden, op.cit., 98にて引用。

く、現実に意志決定と行動とで応答すべき事柄としてインドの諸教会に提示されたのである。合同に向けた交渉は、さらに時間を要するものとなった。主教制を軸として、「誓約」(the Pledge)の部分の解釈、「30年間の猶予期間」における三教会間の相互陪餐、信徒の権限、主教の聖別などに関する議論が重ねられた⁴⁹。ラディカルな修正要求のほとんどは、国内外における聖公会のアングロ・カトリックと会衆派の独立教会主義の両極から示された。たとえば、インド聖公会側の人々にとって、合同計画の承認は、彼らが受け継いできた全世界聖公会の交わりから脱することを意味した。一方、会衆制や各個教会主義とは単純に両立しえない主教制を受け入れることは、会衆派の人々にとっては彼らの父祖たちが勝ち取ってきた自治独立の精神や信徒の祭司性を放棄することになりかねないのである。

CSI成立への最終的な計画書となる「合同計画(第七版)」は、1942年になってようやく合意をえて公表されることとなった⁵⁰。1929年の初版と1941年の第七版(最終版)との比較において、本研究の関心に即して重要な点は、合同に向けての議論が、信徒も含めた教会全体のミニストリーが論じられるようになっており、合同計画における教会の基本的理解としての、教会に関する本質的な議論が一層深められていることであろう。このような深化と合同計画書に対する最終的合意をもたらした重要な要因は、当時のエキュメニカルな議論の影響であると考えられる。

1930年代は、世界における教会の具体的なあり方が深く問われると共に、バルト神学の広がりや若い教会の成長を背景として、「教会」がエキュメ

ニカル運動の主題となった。インドでは、1930年代において国民会議派やM.ガンディーの運動の影響のもと、植民地政府やキリスト教に対する全国的な激しい抵抗運動が生じており、従来の宣教や教会のあり方の捉えなおしを迫られていた⁵¹。教会とは何であるかという、かつては自明のものとされていた問いが教会に突き付けられたのである。

こうした中、1937年に第二回信仰職制世界会議がエディンバラにおいて開催されているが、再びV.S.アザリアが合同交渉を背景に貢献している。彼は、講演において、教会の合同には単に神学的問題のみならず社会的・文化的な障壁があることを指摘しつつ、なお一致の見えるしるしとしての組織的合意が不可欠であることを力説している。加えて、彼は、財政をはじめ様々な面で旧来の教会に依存している若い教会の合同は、「本国の関係諸教会の関係を根本的に変えない限り達成できない」と、出席者の大半を占めた欧米の教会関係者に訴えているのである⁵²。そして、会議の最終声明は、旧来の教会や宣教協会には、若い教会の合同運動に対する責任があり、「若い教会が教理、礼拝、職制において最も価値を置いていることについて、最終的には若い教会に委ねることが適切である」⁵³との、明らかに南インドをはじめ若い教会の自立を意識した姿勢を示すものとなったのである。

また、エディンバラ信仰職制会議の内容を受けて翌年にインドのタンバラムで開催された第三回世界宣教会議(1938年)においても、南インドの動きは大きな関心を集めた。そこでもV.S.アザリアが合同の交渉を背景として活躍しており、エディ

49 S.C.Neill (1947), op.cit., 102-115.

50 The Joint Committee, Proposed Scheme of Church Union in South India (7th Edition), Madras, 1942. 『南インド教会憲法』(初版、1952)は、第七版の「合同計画」に基づいて作成されている。

51 W.R.Hogg, op.cit., 253-256.

52 Leonard Hodgson, ed., The Second World Conference on Faith and Order, New York, 1937, 52-53.

53 Ibid., 286.

ンバラ信仰職制会議に参加していた欧米の諸教会に、教会の宣教的本質の認識が欠けていることを鋭く指摘しており⁵⁴、合同を決断しようとしている若い教会を支持するよう欧米の諸教会に訴える共同声明を発表している⁵⁵。欧米の諸教会において、「宣教」とは基本的には教会の一部の篤志家による海外での事業であるとみなされていた。それゆえに「教会」と「宣教」間の概念上の断絶は相当なものであった。しかし、非キリスト教世界に置かれた宣教地の教会にとっては、初めから教会は宣教的性格を持っている。そうした若い教会からの参加者が半数以上を占めたタンバラム会議は、東洋に限らず西洋においても教会がそれぞれの社会的状況において福音を体現する宣教的存在であるべきことを世界の教会に呼びかけたのである⁵⁶。このように、一方で、エキュメニカルな議論の形成に、南インドの教会合同を背景とするインドのキリスト者と宣教師たちの貢献があり、他方で南インドの教会合同の交渉は世界のエキュメニカル運動の影響下で発展したのである。

それでは、『合同計画』(第七版)には、どのような内容的進展がみられるのであろうか。第七版は、教会の信仰と職制に関して基本的には1929年の主要な内容を継承しており、「ランベス四綱領」を基礎とすることをはじめ、前節において述べた30年間の猶予期間や誓約(the Pledge)の内容に格段の変化は見られない。しかし、本研究の宣教論的関心から見た第七版の特色を、1929年の初版との比較において二点指摘しておきたい。

第一の点は、「合同の基盤」の章における「合同の目的と本質」の部分が拡大されていることである。第七版は、この合同が、「いずれかの教会が

他を合併吸収するものではない」⁵⁷という、1919年の「マニフェスト」の前提をふまえながら、「この合同に加わる三つの教会は、あらゆる努力を通して、分かたれた『キリストの体』の全てのメンバーを一つに集めることに合意している。最終的な目標は、キリストの名を知るすべての人々が唯一の普遍的教会において合同することなのである」⁵⁸と述べている。

このように、CSIは特定の伝統に縛られることなく各教会の伝統を活かしながら、より大きな教会の交わりと合同を期するものとしての性格を保つのである。新しく形成しようとしている教会は決して自己完結した、制度的教会ではなく、常に一致を探求する旅の途上にある動的な存在でありつづける、というのである。このことは同時に、CSIの存在が、他の教会に対する合同への呼びかけになることも意味しているとも言えるであろう。

さらに、普遍的教会の一部として自立するということのゆえに、インドにより根ざした教会になることが強調されている点は、第七版に見られる前進として重要である。インドにおかれた欧米の教会のイミテーションであることをやめ、「インドの宗教的遺産における価値あるすべてのものを大切にしつつ、インドの状況において、インドの様式によって」⁵⁹、普遍的教会の使信をあらわしてゆくことを明確に打ち出しているのである。

ところで、インドに根ざした教会となるためには、教会メンバーひとり一人が現実の中で具体的に神と共に生きるものであらねばならない。第七版に見られる第二の特色は、この点に関するものである。それは、教会の全ての構成員が福音宣

54 International Missionary Council, *Tambaram Series III: Evangelism*, London, 1939, 30.

55 International Missionary Council, *Tambaram Series IV: The Life of the Church*, London, 1939, 402-404.

56 International Missionary Council, *The World Mission of the Church: Findings and Recommendations of the International Missionary Council*, New Hampshire, 1939, 16.

57 Scheme (1942), p.2.

58 Ibid., p.3.

59 Ibid.

教の担い手であり、大祭司としてのキリストによる業を地上において継承するものである旨の文言が盛り込まれていることである⁶⁰。1929年の初版に見たように、一貫して主教制に集中する合同計画は、たとえ各教派の伝統が対等であることの配慮が表現上なされていたとしても、聖公会の圧倒的な優勢を感じさせるものであった。しかし第七版では、主教制の論述の前提として、全信徒の祭司性と宣教への召命が掲げられているのである。こうした部分の挿入の要因として、当然ながらSIUCによる主教制に対する懸念があると思われるが、ニールは、各信徒の使命に言及すべきとの提言をしたのはメソジスト教会であったことを示唆している⁶¹。プロテスタントの原則に基づく会衆全体のミニストリーの認識を基盤に、教役者の特権性を否定してCSIの主教制が組み立てられていることが、第一の点で述べたダイナミックな教会理解と結びついていると言えよう。

以上のような特色を備えた合同計画(第七版)が、最終的に各教会において受け入れられ、英国からインドが独立した約一か月後の1947年9月、ついに南インド教会(CSI)が成立に至ったのである。

6. 結論

本研究では、エキュメニカルな宣教論の歴史的展開を参照しながら、南インドの教会合同の経過を、三つの段階において生み出された文書を軸として叙述し、宣教論的な側面に光を当てながら考察を試みた。結びとして、以上に明らかにしてきたことに即して、南インド教会合同の意義を二点述べたい。

第一の点は、30年近くに及ぶ南インド教会合同の交渉を通して、キリスト者の一致を探求するエ

キュメニカル運動の形成に独特の貢献を果たしたことである。聖公会を含む交渉には至らなかった日本や中国の事例とは異なり、南インドの教会合同の交渉は、人材的にも財政面でも欧米の諸教会に依存せざるを得なかった歴史的現実の中、一貫して世界の諸教会との深い関わり合いの中で進められた。それゆえ、教会合同に関する努力と論争は、単に南インドでのみ生じていたのではなく、英国聖公会をはじめとする多くの教会を巻き込んで世界のレベルでも進められることとなった。また欧米の教会事情にも大いに左右され、教会合同には長い時間を要することになったが、歴史的にはこうした事情こそが、神学的営為としての、そしてエキュメニカルな問いかけとしての南インド教会合同のプロセスを生んだのではないだろうか。CSIは理論や教義ではなく、インドにおいて現実に生き、働く一つの実体として誕生したのである。そのプロセスは、エキュメニカルな交わりにおいて、ある時には促進され、またある時には抑制されるものとなった。しかし福音宣教の最前線に置かれた教会からの発信として、世界のエキュメニカル運動を前進させる一つの刺激を与えたと言えよう。

第二の点は、CSIが、普遍的教会の一部として南インドに根ざす一つの教会を志向する教会になることを選び取っていることである。CSIの職制は、旧来の教会から受けた遺産をそのまま「並置」する形になった点は歴史的制約があると思われるものの、重要なのはCSIが画一化ではなく諸伝統の共存を可能にしており、内向的な教会論ではなく、キリスト信仰をインドにおいて告白するための開かれた教会論を提示していることである。合同に向けた努力が重ねられた1930年代から40年代の世界情勢を思う時、このような開かれた教会論と分裂克服に向けた実践としての教会合同の達成

60 Ibid, 6-7, 25-26.

61 S.C.Neill (1947), op.cit., 115.

は、南インドの教会から世界の教会に対する有意義な貢献であった。また、南インド教会合同の事例に示されている教会論は、自らの内側において多様性をもつキリスト教会の、現代社会におけるあり方を考えるうえで示唆を与えるものと思われるのである。

参考文献

- 兩宮栄一「教会合同と職制の問題：南インド教会について」、日本基督教団宣教研究所編『宣教第二世紀に面する日本伝道の問題』、1959年、78-96。
- 藤間繁義「南インドに於ける教会合同の経緯とその問題」、立教大学基督教学会『立教大学神学年報』、1957年、468-485。
- 村瀬義史「宣教におけるパートナーシップの一考察」、関西学院大学神学研究會『神学研究』(52号)、2005年、229-237。
- Arangaden, A.J., 1947, *Church Union in South India: Its Progress and Consummation*, Mangalore, 1947.
- Bate, H.N. ed., 1928, *Faith and Order: Proceedings of the World Conference*, New York, 1928.
- Beaver, P., 1962, *The Ecumenical Beginnings in Protestant World Mission: A History of Comity*, New York, 1962.
- The Church of South India, *The Constitution of the Church of South India*, Madras, 1952.
- Council for World Mission (CWM), Official Website: Church of South India. <http://www.cwmission.org/south-asia-region/church-of-south-india> (2011-9-22アクセス)
- Hogg, W.R., *Ecumenical Foundations: History of the International Missionary Council and Its Nineteenth-Century Background*, New York, 1952.
- Hodgson, Leonard ed., *The Second World Conference on Faith and Order*, New York, 1937.
- International Missionary Council, *Tamparam Series III : Evangelism*, London, 1939.
- , *The Life of the Church: Tamparam Series Vol.4*, London, 1939.
- , *The World Mission of the Church: Findings and Recommendations of the International Missionary Council*, New Hampshire, 1939.
- The Joint Committee, *Proposed Scheme of Union*, London, 1929.
- , *Proposed Scheme of Church Union in South India (7th Edition)*, Madras, 1942.
- The Lambeth Conference 1920, Resolution 9, Reunion of Christendom. <http://www.lambethconference.org/resolutions/1920/1920-9.cfm> (2011-9-22アクセス)
- The Lambeth Conference 1930, Resolution 40, The Unity of the Church: South India. <http://www.lambethconference.org/resolutions/1930/1930-40.cfm> (2011-9-22アクセス)
- Neill, S.C., "Church Union in South India" in J.J. Willis et al. eds., *Towards a United Church*, London, 1947, 75-148.
- , *The Story of the Christian Church in India and Pakistan*, Michigan, 1970.
- , "Plans and Union and Reunion, 1910-1948" in Ruth Rouse and S.C. Neill, *A History of the Ecumenical Movement: 1517-1948 (3rd edition)*, Geneva, 1986, 445-505.
- Sundkler, Bengt, *Church of South India: Movements Towards Union 1900-1947*, London, 1954.
- South India Proposals for Church Union (*Tranquebar Manifesto*) in *International Review of Missions (Vol.9)*, 1920, 145-147.
- World Missionary Conference, *The History and Records of the Conference*, London, 1910.
- , *Report of Commission II: The Church in the Mission Field*, London, 1910.
- , *Report of Commission VIII: Co-operation and the Promotion of Unity*, London, 1910.

